

I 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について

（国第2次補正予算に係る事業）

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

- ・ 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な**かかり増し経費**が発生した介護サービス事業所・施設等（※）
- ・ 支援対象経費：かかり増し経費
（例）感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のための増員に係る人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用 等
- ・ 助成上限額：サービス類型毎に設定
（例）通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護53.4万円、広域型特養3.8万円×定員数

2 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給

- ・ 対象者：対象期間（令和2年2月12日から同年6月30日まで）に介護サービス事業所・施設等（※）に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- ・ 支援額：感染者が発生又は濃厚接触者に対応した事業所・施設等に勤務し利用者と接する職員 20万円
その他の事業所・施設等で勤務し利用者と接する職員 5万円

※ 上記1及び2の対象事業所・施設等

介護保険の全サービス（特定福祉用具販売事業所を除く。）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

3 サービス再開に向けた支援

（1）在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

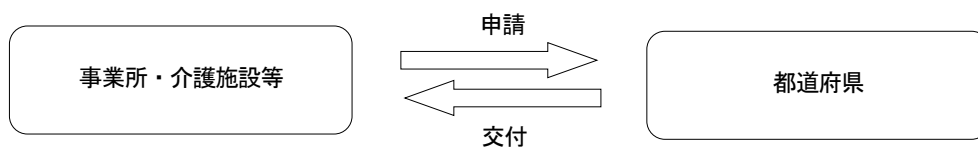
- ・ 対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所（※）
- ・ 助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円

（2）在宅サービス事業所における環境整備への助成

- ・ 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所（※）
- ・ 支援対象経費：「3密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等
（例）長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 等
- ・ 助成上限額：20万円

※ 在宅サービス事業所：訪問系、通所系、短期入所系及び多機能型サービス事業所

事業の流れ



現在、交付要綱等を準備中です。準備が整い次第、申請方法等をお知らせいたします。

国の実施要綱等は、下記URLよりご覧ください。

- 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
「トップページ」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」
→「「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

【問合せ先】

長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係・施設係 電話：026-235-7121・7113（直通）

II 令和2年度介護保険施設・事業者研修会の資料掲載について

標記の研修会について、令和2年5月20日発行の「介護インフォメーション'20 vol.2」にて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催の中止を連絡させていただいたところですが、本研修会で使用を予定していた資料を長野県ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

- 長野県ホームページ掲載先URL
「トップページ」→「健康・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」
→「1-2 県からのお知らせ ○令和2年度介護保険施設・事業者研修会について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 令和2年度の熱中症予防行動について

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

今年度は更に、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。また、熱中症により救急搬送者や医療機関を受診する方が増加した場合、新型コロナウイルス感染症の対応を行っている医療機関に負荷がかかってしまうことが考えられるため、熱中症予防を一層徹底する必要があります。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下であることから、例年以上に熱中症に気をつけることが重要です。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防をこれまで以上に心掛けていただきますようお願いいたします。

● 新型コロナウイルス感染症に関する情報

- 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
「トップページ」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「健康・医療」→「健康」→「感染症情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

● 熱中症に関する詳しい情報

- 環境省熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp/>)

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 施設係 電話：026-235-7113（直通）

IV 【重要】「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」について

厚生労働省老健局から、令和2年6月1日付けで事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」が発出されたところですが、この取扱いを実施するにあたっては、本取扱いが新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いであることを踏まえた上で、利用者に対し特に次の点に留意していただきます

ようお願いします。

- 本取扱いは利用者からの事前の同意を得られた場合に算定可能であることから、本取扱いの対象となるサービス事業所（注）においては、算定を行う場合、必ず介護支援専門員と連携の上、以下に留意すること。

- ・ 利用者の自己負担額が変わるため、利用者が本取扱いの内容を理解し判断できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止への事業所の対応や算定を行う場合の具体的な算定方法を十分に説明した上で、必ず事前の同意を得ること。なお、利用者からの同意については、令和2年6月15日付け厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」問3を確認のこと。
- ・ 区分支給限度基準額の取扱いについては変更がないことから、担当である介護支援専門員との連携の際に他サービスの給付状況も確認し、区分支給限度基準額を超えることがわかった場合は、超える金額全額が利用者の自己負担になることを利用者に必ず説明すること。

（注）通所系サービス事業所：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

短期入所系サービス事業所：短期入所生活介護、短期入所療養介護

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 介護助手等導入によるチームケア推進事業について

事業目的

多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリアや専門性に応じた対応のもとで、多様な人材によるチームケアの実践を進めていくことが必要です。このため、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭し、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図る取組に対して支援する「介護助手等導入によるチームケア推進事業」を実施します。

事業主体

介護保険サービス事業所等

事業内容

本事業は、原則として以下の内容を全て行っていただきます。

- （1）事業の企画や分析等を行う企画評価委員会の設置・運営
- （2）地域の特性を踏まえ、介護助手等多様な人材を呼び込むとともに、OJT等により育成する取組
- （3）介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（平成31年3月厚生労働省老健局）を踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施する以下の視点による取組
 - ・ リーダー的介護職員の人材育成（マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等）やキャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）
 - ・ 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション等）
 - ・ 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践（清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理、能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築、利用者の自立支援・満足度等サービスの質向上への取組、多職種連携の深化、その他職場環境の整備）
- （4）一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討
- （5）その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

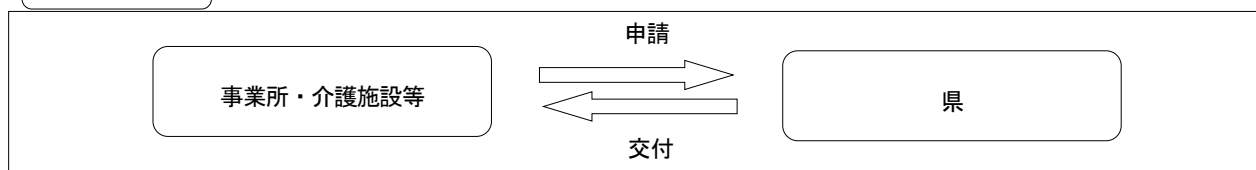
補助対象経費

上記事業目的を達成するのに必要な経費

補助率

定額（5,000千円上限）

事業の流れ



※現在、交付要綱等を準備中です。準備が整い次第、申請方法等をお知らせいたします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2020 年 9 月 1 日 ～ 2020 年 9 月 30 日	2020 年 7 月 11 日 ～ 2020 年 8 月 10 日
2020 年 10 月 1 日 ～ 2020 年 10 月 31 日	2020 年 8 月 11 日 ～ 2020 年 9 月 10 日
2020 年 11 月 1 日 ～ 2020 年 11 月 30 日	2020 年 9 月 11 日 ～ 2020 年 10 月 10 日
2020 年 12 月 1 日 ～ 2020 年 12 月 31 日	2020 年 10 月 11 日 ～ 2020 年 11 月 10 日
2021 年 1 月 1 日 ～ 2021 年 1 月 31 日	2020 年 11 月 11 日 ～ 2020 年 12 月 10 日
2021 年 2 月 1 日 ～ 2021 年 2 月 28 日	2020 年 12 月 11 日 ～ 2021 年 1 月 10 日
2021 年 3 月 1 日 ～ 2021 年 3 月 31 日	2020 年 12 月 1 日 ～ 2021 年 2 月 10 日 ※申請予定者多数のため、2020 年 12 月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。

※令和2年(2020 年)7月及び8月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様にご覧いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp